

第三次川越市生涯スポーツ振興計画策定支援 業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

川越市 スポーツ振興課

令和3年4月

1 業務目的

平成 23 年度を初年度とする第二次川越市生涯スポーツ振興計画の期間満了を令和 3 年度に控え、令和 4 年度を初年度とする第三次川越市生涯スポーツ振興計画の策定に向けて、スポーツをめぐる社会的要請や時代状況が著しく変化をしたことにより、策定支援業務を知識、技術、経験を有する事業者
に委託するものです。

2 業務の概要

(1) 業務名称

第三次川越市生涯スポーツ振興計画策定支援業務委託

(2) 業務内容

別紙「第三次川越市生涯スポーツ振興計画策定支援業務委託仕様書」参照

(3) 履行期間

契約の日から令和 4 年 2 月 25 日（金）まで

ただし、履行期限前に納品の必要がある成果物については各仕様書に定めます。また、その他必要な場合においては別途定めます。

(4) 事業費限度額

本業務の事業費の限度額は、2,800,000 円（消費税及び地方消費税含む）とします。

3. 担当部署

川越市 文化スポーツ部 スポーツ振興課

（担当：紺野、小泉）

所在地：〒350-8601 埼玉県川越市元町 1-3-1

電話：049-224-6094（直通）

メールアドレス：sportsshinko@city.kawagoe.saitama.jp

4 参加資格

このプロポーザルに参加しようとする者は、川越市契約規則を遵守した上、次に掲げる条件を全て満たすものとします。なお、複数の企業による共同参加は認めません。

(1) 競争入札参加者の資格等に関する規程に基づく令和 3 年・4 年度川越市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。

- (3) 本業務委託の公告の日から業務委託契約締結の日までの間のいずれかの日においても、川越市建設工事等の契約に係る指名停止の措置要綱の規定に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
- (5) 川越市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく指名除外措置を受けていないこと。
- (6) 平成28年度から令和2年度までの間に地方公共団体のスポーツ関係の振興計画策定支援業務を元請（ただし共同企業体で実施した場合は代表者に限る。）として完了した実績があること。

5 選考スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール（概要）は以下のとおりです。

内 容	期 間 等
公募の開始	令和3年4月14日（水） ※市ホームページにて提出書類等のダウンロードができます。 ※書類等の直接配布はスポーツ振興課にて同日より開始します（土日祝日を除く午前9時から午後4時まで）。
参加申し込み	令和3年4月14日（水）～令和3年4月20日（火）午後4時まで ※メール送信後、スポーツ振興課に送信確認の電話をしてください。 ※参加資格の確認を行い、令和3年4月21日（水）までに確認の結果を電子メールで通知します。
質問の受付	令和3年4月14日（水）～令和3年4月19日（月）正午まで ※メール送信後、スポーツ振興課に送信確認の電話をしてください。 ※質問の回答は、令和3年4月21日（水）までにホームページにて公開します。
企画提案書等の提出	令和3年4月21日（水）～令和3年4月30日（金）までの土日祝日を除く午前9時から午後4時まで（郵送の場合は必着）。 ※企画提案書は書類提出のほか、電子データの提出が必要です。

書類審査	令和3年5月中旬に、提出された企画提案書等をもとに、書類審査を行います。
結果通知	令和3年5月31日（月）までに電子メールにて通知する予定です。
契約締結	令和3年5月下旬までに契約締結を予定しています。

6 参加申し込み

このプロポーザルに参加する意思がある場合は、「公募型プロポーザル参加申込書（様式1）（以下、様式1）」、「業務経歴書（様式5）（以下、様式5）」を提出してください。提出がない場合、このプロポーザルへの参加は認められません。

（1）受付期間

令和3年4月14日（水）～令和3年4月20日（火）午後4時まで

（2）提出方法

「様式1」及び「様式5」に必要事項を記入し、電子メールに添付して「スポーツ振興課」へ提出してください。電子メールの表題は「プロポーザル参加申込（事業者名）」としてください。メール送信後、「スポーツ振興課」に送信確認の電話をしてください。

（3）参加資格の確認

提出書類を基に参加資格の確認を行い、令和3年4月21日（水）までに参加資格の確認結果について、参加申込みをしていただいた全ての事業者へ電子メールで通知します。

参加資格を有する事業者（以下、参加事業者）には、企画提案書等の提出をお願いします。

7 質問の受付

このプロポーザルに関して質問がある場合は、「質問票（様式2）（以下、様式2）」を提出してください。

(1) 受付期間

令和3年4月14日（水）～令和3年4月19日（月）正午まで

(2) 提出方法

「様式2」に必要事項を記入し、電子メールに添付して「スポーツ振興課」へ提出してください。電子メールの表題は「プロポーザル質問（事業者名）」としてください。メール送信後、「スポーツ振興課」に送信確認の電話をしてください。電子メール以外での質問（電話での問い合わせ等）については回答いたしません。

(3) 回答

質問の回答は、令和3年4月21日（水）までに、ホームページにて公開します。

質問の回答内容については、本実施要領の追加または修正とみなします。

8 企画提案書等の提出

参加事業者は、以下のとおり選考に必要な書類（以下、提出書類）を持参又は郵送により提出してください。

(1) 提出期間

令和3年4月21日（水）～令和3年4月30日（金）までの土日祝日を除く午前9時から午後4時まで（郵送の場合は必着）

(2) 提出書類

提出書類は次の表のとおりです。提出書類は日本工業規格によるA4判の規格によることとし、①及び⑧については左綴じで3部作成し、②～⑦の書類については左綴じで10部作成してください。なお、②～⑦の書類（⑦については、うち7部）については、作成した事業者名を特定できる内容の記述はしないでください。

事故等による未着について本市では責任は負いません。

また、電子メール、FAXでの提出及び受付期間を過ぎて提出された場合は一切受け付けません。

※企画提案書は、書類提出のほか、電子メールに添付して「スポーツ振興課」へ提出してください。電子メールの表題は「プロポーザル企画提案書（事業者名）」としてください。メール送信後、「スポーツ振興課」に送信確認の電話をしてください。

	提出書類	部数	注 意 事 項
①	公募型プロポーザル届出書	3部	指定様式による（様式3） ※代表者印を押印してください。
②	企画提案書	10部	・指定様式による（様式4） ・ページ数はA4判5ページまでとしてください。 ※提出書類のほか、電子データも提出。
③	業務経歴書	10部	指定様式による（様式5）
④	実施体制調書	10部	指定様式による（様式6）
⑤	配置予定者調書	10部	指定様式による（様式7）
⑥	業務工程表	10部	指定様式による（様式8）
⑦	見積書	10部	・指定様式による（様式9） ・見積の内訳も記入してください。 ※10部作成するうちの3部については、事業者の所在地、名称、代表者印を押印してください。
⑧	誓約書	3部	指定様式による（様式10）

9 選考方法

選考は、書類審査によって行います。

(1) 評価

評価は、別紙「評価基準表」により行います。書類審査による評価の合計点が上位の者を契約予定事業者に決定し、次に得点の高かった者を、次点の契約予定事業者として決定します。最高得点に同数があつた場合は、審査委員会が決定します。

なお、選考にあたり、審査委員会において最低基準を設けます。また、参加事業者が1者の場合も選考を行いますが、全ての参加事業者の提案が最低基準を満たさなかつた場合は、再度公募を行うものとします。

契約予定事業者が何らかの理由により契約を行えなかつた場合には、次点の者を契約予定事業者とします。

(2) 選考結果

選考結果は、令和3年5月31日（月）までに、企画提案書等を提出した事業者電子メールで通知します。

(3) その他

審査委員会での選考は非公開とします。

選考結果に対する異議申立ては受理しません。

10 結果の公表

選考結果については、川越市ホームページで公表する予定です。

11 契約の締結

本業務の委託先業者に選定された業者は、本市と協議の上、契約に必要な書類を揃え、速やかに契約を締結するものとします。

12 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格します。

- (1) 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 「企画提案書等の提出」の提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が事業費限度額を越えている場合
- (5) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査委員会委員長が失格であると認めた場合

13 その他留意事項

- (1) 提出書類の提出後の修正又は変更は一切認めません。
- (2) 川越市と契約を締結する事業者は、予定した管理責任者等を配置するものとし、当該管理責任者等の交代については死亡、傷病、退職等のやむを得ない場合を除き、これを認めないものとします。
- (3) 川越市と契約を締結する事業者は、提出書類の「業務工程表（様式8）」に記載する内容を基に川越市と協議を行い、決定したスケジュールに基づき業務を実施するものとし、川越市の許可なく業務工程の変更はできないものとします。
- (4) 提出書類の著作権は参加する事業者に帰属します。ただし、川越市がこの公募型プロポーザル結果の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- (5) 提出された書類は返却しません。

- (6) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、川越市情報公開条例（平成8年条例第15号）に基づき提出書類の公開について判断します。
- (7) 「参加申し込み」の後に辞退する場合は、辞退届（様式11）を提出するものとします。
- (8) 企画提案書の提出後、本市の判断により内容の確認、補足資料の提出を求められることがあります。
- (9) 本企画提案に関して、追加すべき情報があった場合には、本市ホームページに記載するものとします。